

- ◆水防法及び土砂災害防止法の規定により、**浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設**※(市町村地域防災計画に定められた施設)の管理者等は、①避難確保計画の作成、**②年1回以上の避難訓練の実施**、③避難確保計画及び**避難訓練実施結果報告書の市町村への提出**の3点が義務づけられています。

※要配慮者利用施設とは社会福祉施設、学校、医療施設など、避難時に配慮を要する者が利用する施設です。

- ◆今年度、まだ**避難訓練実施結果報告書を提出していない施設**におかれましては、**速やかに避難訓練実施結果報告書を、避難確保計画チェックリストと併せて市町村の防災担当課まで御提出ください**

※提出先が御不明な場合は、最後のページの県河川課担当者まで御連絡ください。

- ◆避難訓練実施結果報告書の様式などは以下の県ホームページに掲載しています。

県HP：洪水時における要配慮者利用施設の避難確保計画について

URL：<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/105/51655.html>

※「熊本県 要配慮者」で検索してください

※スマートフォンやタブレットから、右のQRコードを読み込んでアクセスできます。



- ◆「避難訓練の実施方法がわからない」、「コロナ禍で避難訓練が実施できない」など、避難訓練でお困りの施設は、次のページを参考にしてください。

## ◆火災を想定した避難訓練は毎年実施しているが、洪水や土砂災害を想定した避難訓練研修をどのように実施すれば良いかわからない。

⇒ 避難訓練実施時に注意すべきポイントをまとめた避難訓練研修動画をYoutubeに掲載していますので参考にしてください。

※右のQRコードからアクセスしてください。

また、県ホームページ(1ページ目参照)からもアクセスできます。



## ◆コロナ禍のため、施設入所者を含めた避難訓練が実施できない。

⇒ 全ての訓練を一度に実施する必要はありません。施設の状況に応じて図上訓練や情報伝達訓練などできる訓練から実施し、避難訓練実施結果報告書を提出してください。

特に情報伝達訓練(防災情報の取得方法の確認、管理者への伝達訓練)は少人数かつ短時間で実施可能です(詳細は上記研修動画を参考にしてください)。

## ◆避難確保計画チェックリストとは??

⇒ 施設で作成された「避難確保計画」の実効性を高めるために国土交通省が作成したチェックリストです。既に避難確保計画を作成された施設におかれましても、避難訓練時に計画をチェックし、避難訓練実施結果報告書と併せて市町村へ提出してください。

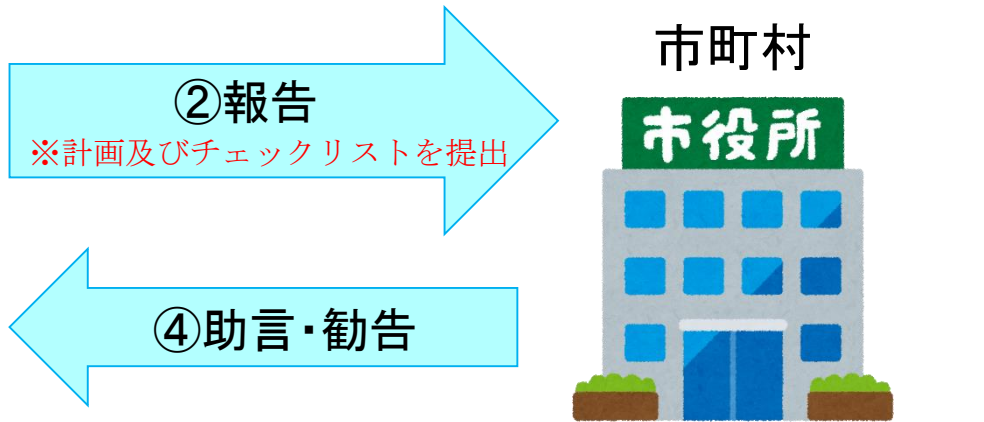
※チェックリストは県ホームページ(1ページ目参照)に掲載しています

## 避難確保計画に関すること

### 要配慮者利用施設



- ① 避難確保計画を作成し、避難確保計画チェックリストの各項目に基づき、計画の内容をチェック※チェックリストは県HPに掲載
- ⑤ 市町村の助言・勧告を受けて適宜修正



- ③ チェックリストを基に計画の内容を確認

## 留意点

- 新たに避難確保計画を作成する場合や変更する場合には、避難確保計画と併せてチェックリストの提出をお願いします
- 既に避難確保計画を作成し、市町村へ報告している場合には、避難訓練結果の報告の際に、チェックリストを併せて提出してください

## 避難訓練に関すること

### 要配慮者利用施設



① 避難訓練の実施(年1回以上)

② 訓練結果の報告  
※報告様式は県HPに掲載

④ 助言・勧告

### 市町村

市役所



③ 訓練結果の確認

## 留意点

- 訓練実施後は、速やかに訓練結果を報告してください  
(今年度既に避難訓練を実施し、訓練結果を未報告の場合も報告をお願いします)
- 訓練内容を分けて複数日で実施する場合は、最後にまとめて報告することができます

## 本資料に関するお問い合わせ先



熊本県土木部河川課 担当：黒木

電話番号：096-333-2829

メールアドレス：[kasen@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:kasen@pref.kumamoto.lg.jp)